令和８年11月1日発行

令和９年度

杉並区 学童クラブ 入会申請の手順

申請方法

電子申請で受け付けます

申請フォームは、杉並区公式ホームページよりアクセスしてください。

令和９年度杉並区学童クラブ入会　検索

（ページID:29679）

スマートフォンやパソコンをお持ちでないなど、
電子申請が難しい方は、紙による申請を受け付けます。
手続きの方法などについては、入会を希望する学童クラブにお問い合わせください。
受付時間
［月曜日～金曜日］午前１０時～午後６時
［土曜日］午前９時～午後５時（いずれも祝日を除く）

当初入会申請期間

令和８年
11月10日(火)
電子申請は正午からアクセスできます
▼
12月15日(火)

※Logoフォームメンテナンス期間がありますのでご注意ください。

結果通知発送

令和９年 **1月20日(水)** 予定

目　次

ステップ１：学童クラブの入会要件・入会審査について	・・・・・	１ページ
ステップ２：児童の状況について	・・・・・	６ページ
ステップ３：世帯の状況について	・・・・・	11ページ
ステップ４：保護者の状況について	・・・・・	14ページ
ステップ５：土曜利用・利用時間延長について	・・・・・	20ページ
ステップ６：申請フォームについて	・・・・・	22ページ
その他	・・・・・	25ページ
杉並区立学童クラブ一覧	・・・・・	26ページ

【お問い合わせ】

お問い合わせは、入会を希望する学童クラブへお願いします。
（電話番号は26・27ページをご参照ください）

杉並区子ども家庭部児童青少年課
杉並区荻窪１－５６－３　杉並区立児童青少年センター（ゆう杉並）内
電話　03-3393-4760



ステップ１　入会要件を確認してください

１．入会要件

学童クラブに入会するためには、「保護者の状況」と「児童の状況」の両方の要件を満たしていることが必要です。

※入会の審査は、令和９年４月１日時点の状況に基づいて行います。
※入会後に保護者や児童の状況に変更があった場合は、改めて審査を行います。
※入会後に要件を満たさなくなった場合は、退会となることがあります。

【保護者の状況】

保護者が、就労、疾病、障害、家族の看護・介護、就学または職業訓練などの理由により、放課後に継続して児童の保護にあたることができない状況であることが必要で、次の①②の両方を満たしている必要があります。

①放課後に保護が必要な時間

平日または土曜日に、**午後２時から午後６時までの間で、保護者双方が仕事などにより児童の保護にあたることができない時間（勤務等の時間が重なる時間）が２時間以上あること。**

②保護が必要な日数

①　に該当する日が、月曜日～土曜日の間に**週３日以上**あること。
ただし、１年生及び心身の障害がある児童は、週２日以上とします。
※「保護が必要な日」の考え方については２ページをご覧ください。
※心身の障害がある児童については、４ページの表「D」をご覧ください。

ご注意ください

●勤務時間について
就労の場合は、就労証明書に記載された勤務時間に基づいて判定します。
なお、通勤時間は含みません。
※両親がいない場合などは、実際に児童を養育している方の就労状況等により判定します。
●保護者のいずれか一方に休日（休務日）がある日は、他方の保護者の勤務等の状況にかかわらず、「保護が必要な日」として数えません。
●不規則勤務や夜間就労の場合は、15 ページをご確認ください。

就労等の事由の内容は、次のとおりです

事由	内容
就労	１日４時間以上勤務していること
疾病	１か月以上の入院を要する場合、または常時臥床を要する等、長期にわたり自宅療養が必要であること
障害	身体障害者手帳、愛の手帳・療育手帳または精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けており、児童の保護に当たることができないこと
看護・介護	親族等の看護又は介護により、児童の保護に当たることができないこと
就学・職業訓練	学校教育法に規定する学校又は職業訓練施設における就学もしくは職業訓練を受けていること（通信教育を除く）

※就学の時間は就労に準じます。

【児童の状況について】

以下の要件を満たしている必要があります。
①学童クラブを利用する日が、保護が必要な日のうち週３日以上あること。ただし、１年生及び心身の障害がある児童の場合は、週２日以上の利用があること。
②学童クラブでの集団生活が可能であり、学童クラブに通うことができること（介助や付き添いが必要な場合を含む）。

「保護が必要な日」とは

○保護者の就労等が重なっている日であること

「保護が必要な日」とは、保護者双方の就労等※の時間が重なり、児童を保護できない日をいいます。就労等の時間が重なっていない日は、「保護が必要な日」として数えません。

「保護が必要な日」は、月曜日から土曜日までの間に週３日以上必要です。ただし、１年生及び心身の障害がある児童は週２日以上とします。

※・「就労等」とは、１ページの入会要件を満たす就労、疾病、障害、家族の看護・介護、就学または職業訓練をいいます。例えば、就労の場合で１日の勤務時間が４時間未満の場合や、保護者双方の勤務等の時間の重なりが**午後２時から午後６時までの間**で２時間未満の場合は、要件を満たしません。

・日曜日は含みません。

＜例１＞

		月	火	水	木	金	土	日
保護者の就労等	父	午前９時~午後6時	休	午前９時~午後6時	午前９時~午後6時	午前９時~午後6時	午前９時~午後6時	休
	母	午前９時~午後6時	午前９時~午後6時	午前９時~午後3時	午前９時~午後6時	午前９時~午後6時	休	休
保護が必要な日		○	あたらない	あたらない	○	○	あたらない	

⇒保護が必要な日が３日となり**要件あり**

＜例２＞

		月	火	水	木	金	土	日
保護者の就労等	父	休	午前９時~午後6時	午前９時~午後6時	午前９時~午後6時	午前９時~午後6時	休	就労
	母	午前９時~午後6時	休	午前９時~午後4時	午前９時~午後2時	休	午前９時~午後6時	休
保護が必要な日		あたらない	あたらない	○	あたらない	あたらない	あたらない	

⇒保護が必要な日が１日となり**要件なし**

「利用予定日数」の考え方

○「保護が必要な日」のうち、実際に学童クラブを利用する予定の日数です。

入会するためには、利用予定日数が週３日以上必要です。ただし、１年生及び心身の障害がある児童は週２日以上とします。

例えば、「保護が必要な日」が週５日ある場合でも、学童クラブの利用予定日数が週２日の場合は要件を満たしません。

※利用予定日数は、「保護が必要な日」の範囲内で判定します。

＜例３＞

	月	火	水	木	金	土	日
保護が必要な日の判定	○	あたらない	あたらない	○	○	あたらない	あたらない
児童の状況	**利用**	習い事で利用なし	習い事で利用なし	**利用**	**利用**	習い事で利用なし	

⇒保護が必要な日のうち学童クラブを利用する日が３日以上（１年生及び心身の障害がある児童は２日以上）となり**要件あり**

＜例４＞

	月	火	水	木	金	土	日
保護が必要な日の判定	○	あたらない	あたらない	○	○	あたらない	あたらない
児童の状況	習い事で利用なし	習い事で利用なし	習い事で利用なし	**利用**	習い事で利用なし		

⇒保護が必要な日のうち学童クラブを利用する日が３日未満（１年生及び心身の障害がある児童は２日未満）となり**要件なし**

2．入会を希望する学童クラブについて

■申請できるのは杉並区立の 57 学童クラブのうちの**いずれか１か所**になります。

■一つの小学校区域に複数の学童クラブがある場合（※1）

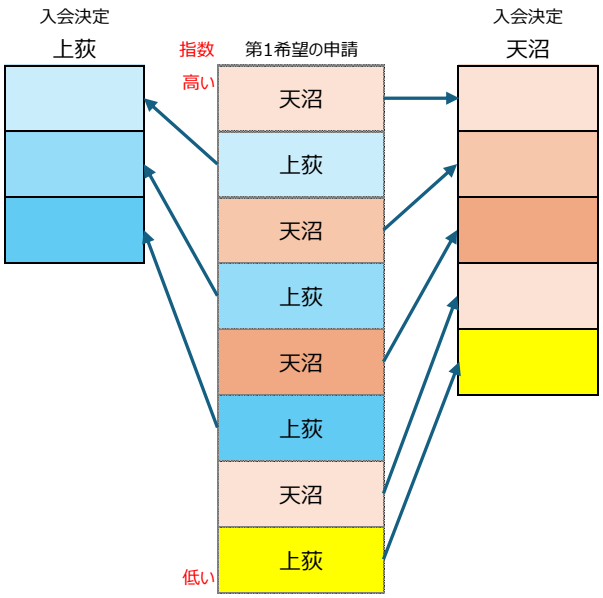
〇同じ小学校区域に複数の学童クラブがある場合は、それらの学童クラブを一つのグループとして入会審査を行います。
そのため、入会が決定した場合は、同じ小学校区域内のいずれかの学童クラブへの入会となります。

・入会申請の際は、第 1 希望の学童クラブを選択してください。
同じ小学校区域に 3 か所の学童クラブがある場合は、第 2 希望まで選択してください。

・入会順位調整指数の高い順に、第 1 希望の学童クラブへの入会を決定します。
第 1 希望の学童クラブが利用定員の上限に達した場合は、入会順位調整指数の高い順にもう一方の学童クラブに入会を決定します。
このため、第 1 希望ではない学童クラブへの入会となる場合があります。

（例）

No.	小学校	学童クラブ名	利用定員
1	天沼	天沼	102
		上荻	54



（※1）
杉並区立学童クラブ一覧（26~27ページ）で同じ番号が付されている学童クラブが対象です。
なお、堀ノ内南学童クラブは、大宮小学校と済美小学校の区域を対象としています。

■希望する学童クラブに入会できなかった場合

〇申請時に「申請する学童クラブに入会できるまで待ちます。」を選択した場合は、次の取扱いとなります。

・退会などにより空きが生じた場合は、待機順位の高い方から順に入会をご案内します。

・入会のご案内を辞退した場合は、待機児童としての取扱いを終了します。

・同じ小学校区域に複数の学童クラブがある場合は、それらの学童クラブを合わせて待機児童として登録します。そのため、特定の学童クラブのみで待機することはできません。
いずれかの学童クラブで空きが生じた場合は、待機順位に応じて入会をご案内します。
ご案内する学童クラブは、必ずしも第 1 希望の学童クラブとは限りません。
入会のご案内を辞退した場合は、同じ小学校区域内のすべての学童クラブについて、待機児童としての取扱いを終了します。

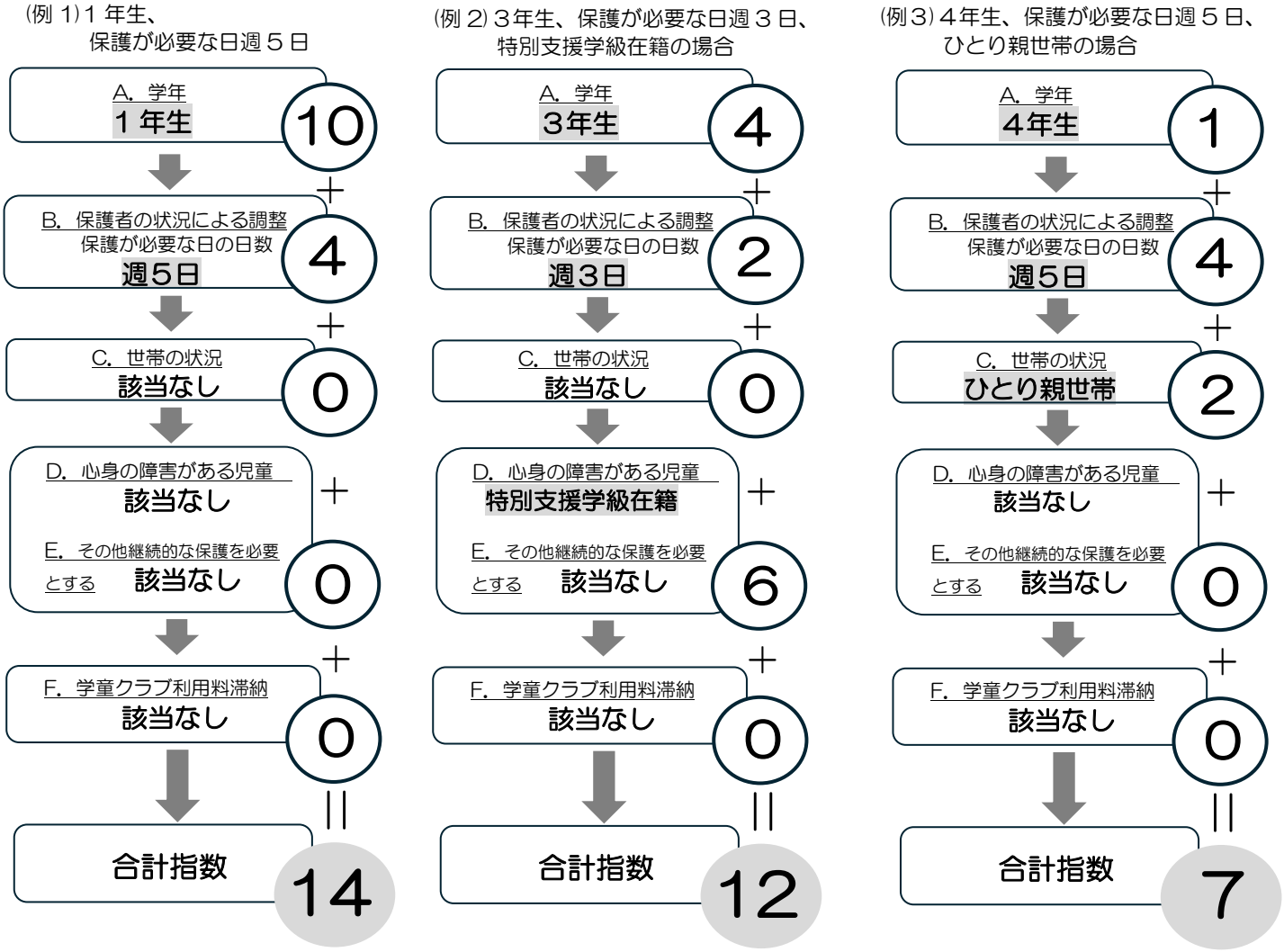
3．入会順位について

申請書類の内容に基づき、下表のとおり入会順位調整指数を算定します。入会は、この指数の高い児童から順に決定します。

≪入会順位調整指数≫

条件		指数
A．児童の発達段階に応じた調整		
学年	1 年生の児童	10
	2 年生の児童	6
	3 年生の児童	4
	4 年生から 6 年生までの児童	1
B．保護者の状況による調整		
保護が必要な日の日数	週5日以上（4週で 20 日以上）	4
	週4日（4週で 16 日以上）	3
	週3日（4週で 12 日以上）	2
C．世帯の状況　※①②どちらも該当する場合は、指数は合算		
①ひとり親 または 両親不存在	ひとり親世帯 （単身赴任中の場合、離婚調停中の場合、行方不明の場合及び配偶者の暴力等からの避難により別居している場合を含む。）	2
	両親の不存在等により親族等が養育している世帯	
②生活保護	生活保護受給世帯	2
D．児童の心身の状態等における調整 ※D と E の複数の項目に該当する場合は、最も高い指数のみを適用 ※療育手帳その他これに類する手帳の交付を受けている児童は、当該手帳に記載された障害の程度に応じて指数を適用		
心身の障害がある児童	身体障害者手帳 1・2 級、愛の手帳 1～3 度、精神障害者保健福祉手帳 1・2 級のいずれかの交付を受けている児童	12
	身体障害者手帳 3・4 級、愛の手帳 4 度、精神障害者保健福祉手帳 3 級のいずれかの交付を受けている児童	8
	手帳の交付を受けていないが、次のいずれかに該当し、特別な支援を必要とする児童 ⑴特別支援学校に在籍する児童 ⑵特別支援学級に在籍する児童	6
E．その他、継続的な保護を必要とする場合の調整		
家庭環境その他の事情により継続的な保護・見守りを必要とする児童	家庭環境その他の事情により継続的な保護又は見守りを必要とし、次のいずれかに該当する児童 ⑴ 配偶者からの暴力等の理由により避難している世帯に属する児童 ⑵ 医師の診断その他客観的資料により、発達上の特性が認められ、かつ、継続的な保護又は見守りを必要とする児童 ⑶その他特別な事情があり、関係機関の意見その他の客観的な資料により、学童クラブを利用できない場合に児童の生活又は健全な育成に著しい支障が生じると区長が認める児童 ※⑶は保護者からの申請又は申出の対象ではありません。区が関係機関との連携の中で把握した事情や客観的な資料に基づき、適用の可否を判断します。	4
F．学童クラブ利用料を 3 か月以上滞納している場合（同一世帯の兄弟姉妹に係る利用料の滞納がある場合を含む）。※入会決定時点の納付状況による。		−3

入会順位調整指数の算出方法　※〇内の数字が指数です



ＤとＥの複数の項目に該当する場合は、最も高い指数のみを適用します。

入会順位調整指数が同一指数の場合の扱い

指数の同じ児童が複数いる場合は、原則として次の順位により入会を決定します。

1	心身の障害がある児童
2	ひとり親世帯又は両親の不存在等により親族等が養育している世帯の児童
3	学年の低い児童
4	生年月日の遅い児童
5	保護が必要な日の日数の多い児童

ステップ2へ　６ページで、児童の状況を確認してください。

ステップ２　児童の状況を確認してください

心身の障害がある児童

添付書類

・各種手帳

▶７ページへ

重度重複障害がある児童

添付書類

・各種手帳

▶８ページへ

医療的ケアを必要とする児童

添付書類は不要です。
なお、面接時に次の書類の提出が必要となります。

・**医療的ケア実施申請書**
（保護者自署）
・**医療的ケアに関する指示書**
（主治医記載）

▶９ページへ

配偶者からの暴力等の理由により避難している世帯に属する児童

添付書類

・公的機関が発行したDV被害を証明する書類

▶10 ページへ

医師の診断その他客観的資料により発達上の特性が認められ、継続的な保護又は見守りを必要とする児童

添付書類

・申出書(自署)
＋
・診断書等

▶10 ページへ

＊以下の書式は杉並区公式ホームページから取得できます。
・申出書

該当しない場合は　ステップ３へ　11 ページで、世帯の状況を確認してください。

心身の障害がある児童の受入れ

「心身の障害がある児童」とは、次のいずれかに該当する児童をいいます。
- 身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている児童
- 特別支援学校に在籍している児童
- 特別支援学級に在籍している児童

添付書類　　○各種手帳
（身体障害者手帳、愛の手帳・療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか）
※いずれも氏名、等級のわかるページを添付してください。
※手帳等をお持ちでない方は、添付書類は不要です。
※申請後に入会面接を実施します。日程調整等について学童クラブから連絡させていただきます。

1．受入れについて
心身の障害があり、特別な支援を必要とする児童の受入れに当たっては、集団での育成の可否や、保護・育成に必要な支援の内容について、「特別支援児童入会審査会」で審査します。
※審査会の資料とするため、入会面接の際に児童の状況について聞き取りを行います。
※また、保護者の同意をいただいた上で、こども発達センター、たんぽぽ園、保育園、幼稚園などの関係機関に、児童の状況について確認する場合があります。

2．通所について
学校から学童クラブへの通所は、基本的に保護者の責任でお願いしています。学童クラブ職員による送迎は行いません。
児童のみでは通所が困難であり、保護者による付き添い等も難しい場合は、保護者の申し出により各学童クラブで「通所支援ボランティア」を募集します。ご希望に添えない場合もありますが、入会面接の際にご相談ください。
※移動支援サービス（事業所による送迎）につきましては、杉並区役所障害者施策課へご相談ください。

3．放課後等デイサービスを利用される場合について
放課後等デイサービスを利用する日は、原則として学童クラブの利用はできません。
ただし、夏休み等学校の長期休業日は放課後等デイサービスの利用時間に合わせて、学童クラブを利用できますので、学童クラブにご相談ください。
※放課後等デイサービスについては、杉並区役所障害者施策課にお問い合わせください。

4．心身の障害がある児童の利用要件（利用日数）について
学童クラブの入会には、保護が必要な日に週２日以上利用することが必要です。
ただし、心身の障害のある児童については、入会後、放課後等デイサービスの利用や療育、通院などのために学童クラブの利用日数が週２日未満となった場合でも、それらの利用状況を考慮し、退会の取扱いとはしません。

5．どの学校に通学するか決まっていない場合について
通学する学校が決定した結果、申請した学童クラブではなく別の学童クラブを希望する場合は、令和９年１月 15 日午後５時までに、その旨を児童青少年課へ電話でご連絡ください。なお、期限後の変更はお受けできませんので、あらかじめご了承ください。



添付書類の用意ができましたら、電子申請を行う端末（スマートフォン等）に、**画像や PDF で保存**してください。

ステップ３へ　11 ページで、世帯の状況を確認してください。

重度重複障害がある児童の受入れ

添付書類　　○各種手帳
（身体障害者手帳、愛の手帳・療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等のいずれか）
※いずれも氏名、等級のわかるページを添付してください。
※申請後に入会面接を実施します。日程調整等について学童クラブから連絡させていただきます。

1．受入れについて

重度の身体障害と重度の知的障害の両方がある児童については、「重度重複障害児指定学童クラブ」として、四宮森学童クラブおよび高円寺学園学童クラブで受け入れています。受入れ人数は、四宮森学童クラブが５名まで、高円寺学園学童クラブが６名までです。

①入会決定の順位について
重度重複障害児の入会については、「特別支援児童入会審査会」の審査結果を踏まえ、各指定学童クラブの受入れ人数の範囲内で、次の順位により入会を決定します。

入会決定順位	内　容
1	入会申請時に在籍している児童
2	入会順位調整指数の高い児童
3	自宅と入会を希望するクラブの直線距離の短い児童

②令和９年度の入会状況の見込み
令和９年度の入会申込み及び受入れの見込みは、次のとおりです。

学童クラブ名	定員	現在籍児のうち令和９年度入会予定の人数（予測）	令和９年度新規入会者の受入れ可能人数（予測）
四宮森学童クラブ	５名	０名	５名
高円寺学園学童クラブ	６名	３名	３名

※現時点での予測であり、申込み状況等により変更となる場合があります。

添付書類の用意ができましたら、電子申請を行う端末（スマートフォン等）に、**画像やPDFで保存**してください。

ステップ3へ　11ページで、世帯の状況を確認してください。

医療的ケアを必要とする児童の受入れ

学童クラブ生活において医療的ケアが必要な場合には、事前に、ご希望の学童クラブまたは児童青少年課児童館運営係（℡　03-3393-4760）にご相談ください。

１．受入れについて

以下の要件をすべて満たしていることが必要です。

・学童クラブの入会要件があること。（▶１ページ参照）
・当該児童の主治医が学童クラブにおける受入れを可とした上で、「杉並区医療的ケア審査会」により、学童クラブでの受入れが可能であると判断されること。
・日常的に保護者が自宅で行っている医療的ケアが確立していること。
・医療的ケアが学童クラブ運営の中で安全に実施できること。
・学童クラブでの集団生活が可能であり、学童クラブに通うことができること。（保護者の介助を伴う場合を含む。）

※人工呼吸器の管理が必要な児童については、医療的ケアを実施するために必要な設備や受入れ体制が整っていないことから、当面の間、学童クラブで受け入れることができません。あらかじめご了承ください。

２．申請について

申請後に入会面接を実施します。日程調整等について学童クラブから連絡させていただきます。

≪面接時提出書類≫　〇医療的ケア実施申請書（自署）
〇医療的ケアに関する指示書（主治医による記載）

※上記書類は申請時には添付は不要です。新規入会の方は、入会前に面接を行います。面接日にご持参ください。継続入会の方は、学童クラブへ１２月２５日(金)までにご提出ください。
※提出書類と指導医健診の所見等に基づき、「杉並区医療的ケア審査会」により、学童クラブにおける医療的ケア実施の可否を決定します。
※指導医による健診を行います。なお、この健診は、教育委員会多様な学び支援課が実施する健診とあわせて行います。
※「医療的ケア実施申請書」及び「医療的ケアに関する指示書」の用紙は、杉並区立小学校と共通です。学童クラブ入会申請に先立ち、杉並区教育委員会多様な学び支援課へ提出する場合は、書類の写しを提出してください。
「医療的ケアに関する指示書」は医療的ケアの項目によって用紙が異なります。各用紙は各学童クラブでお受け取りください。

３．その他

入会相談の時期や医療的ケアの内容によっては、必要な受入れ体制の準備等のため、希望する時期に入会できない場合があります。

また、学童クラブには医師や看護師は常駐していません。学童クラブでの医療的ケアの実施が可能と判断された場合は、児童の利用日に合わせて派遣看護師等を配置し、必要な医療的ケアを実施します。

ステップ３へ　11 ページで、世帯の状況を確認してください。

家庭環境その他の事情により継続的な見守りを必要とする場合

■配偶者からの暴力等の理由により避難している世帯に属する児童

添付書類　〇**公的機関が発行した DV 被害を証明する書類**
（支援措置決定通知、杉並区 DV 相談窓口の来所相談証明書等のいずれか）

※入会決定後に面談を実施します。日程調整等について学童クラブから連絡させていただきます。

■医師の診断その他客観的資料により発達上の特性が認められ、継続的な保護又は見守りを必要とする児童

添付書類　〇**申出書**（自署）
〇**診断書等**

※申出書には、児童の具体的な状況を記載してください。
※入会申請後に面接を実施します。日程調整等について学童クラブから連絡させていただきます。
※面接の結果により、心身の障害がある児童（7 ページ参照）と同様に、「特別支援児童入会審査会」で審査を行い、適切な保護・育成を実施するための受入れについて判断します。



添付書類の用意ができましたら、電子申請を行う端末（スマートフォン等）に、**画像や PDF で保存**してください。

ステップ3へ　11 ページで、世帯の状況を確認してください。

ステップ３　世帯の状況を確認してください

ひとり親の場合

添付書類

いずれか一部
- 児童扶養手当証書
- 児童育成手当認定通知書
- ひとり親医療証
- 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）
- 独身証明書（大使館で発行されたもの）と日本語訳文

▶12 ページへ

単身赴任の場合

添付書類

- 就労証明書
（勤務地、赴任期間の記載があるもの）

▶12 ページへ

離婚調停中の場合

添付書類

- 弁護士等が発行した、離婚協議に関わる証明書等
または
- 離婚調停関係書類、離婚裁判関係書類等

※いずれも、保護者双方の名前の記載があるもの

▶12 ページへ

配偶者からの暴力等により避難している場合

添付書類

- 公的機関が発行した DV 被害を証明する書類

▶12 ページへ

両親不存在の場合

添付書類

- 児童扶養手当証書

［里親里子の場合］
- 里親委託証明書
または
- 児童委託決定通知書

※いずれも、里親里子の名前の記載があるもの

▶13 ページ

生活保護を受けている場合

添付書類

- 生活保護受給証明書

▶13 ページ

＊以下の書式は杉並区公式ホームページから取得できます。
- 就労証明書
- 申出書

該当しない場合は ステップ４ 14 ページで、保護者の状況を確認してください。

ひとり親等の場合

■ひとり親の場合

添付書類　〇以下のいずれか一部

- 児童扶養手当証書
- 児童育成手当認定通知書
- ひとり親医療証
- 戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）
- 独身証明書（大使館で発行されたもの）と日本語訳文

■単身赴任の場合

添付書類　〇就労証明書（勤務地、赴任期間の記載があるもの）

■離婚調停中の場合

添付書類　〇弁護士等が発行した離婚協議に関わる証明書（離婚協議中の証明書、離婚協議書等のいずれか）または、
離婚調停関係書類、離婚裁判関係書類（事件係属証明書、調停期日呼出状等）のいずれか

※いずれも、保護者双方の名前の記載があるものが必要です。

■配偶者からの暴力等の理由により避難している場合

添付書類　〇公的機関が発行した DV 被害を証明する書類
（支援措置決定通知、杉並区 DV 相談窓口等の来所相談証明書のいずれか）

※入会決定後に面談を実施します。日程調整等について学童クラブから連絡させていただきます。

添付書類の用意ができましたら、電子申請を行う端末（スマートフォン等）に、**画像や PDF で保存**してください。

ステップ4へ　14 ページで、保護者の状況を確認してください。

両親不存在の場合

■両親不存在の場合

添付書類　　○児童扶養手当証書

■里親里子の場合

添付書類　　○里親委託証明書または、児童委託決定通知書等

※いずれも、里親里子の名前の記載があるものが必要です。

※利用料は免除の対象となります。入会決定後に、「学童クラブ利用料減額・免除申請書」をご提出ください。



添付書類の用意ができましたら、電子申請を行う端末（スマートフォン等）に、**画像やPDFで保存**してください。

ステップ4へ　14ページで、保護者の状況を確認してください

生活保護を受けている場合

添付書類　　○生活保護受給証明書

※利用料は免除の対象となります。入会決定後に、「学童クラブ利用料減額・免除申請書」をご提出ください。



添付書類の用意ができましたら、電子申請を行う端末（スマートフォン等）に、**画像やPDFで保存**してください。

ステップ4へ　14ページで、保護者の状況を確認してください。

ステップ４　保護者の状況を確認してください

【保護者の状況】に当てはまるものを選び、必要な添付書類をご確認ください。

・就労証明書、診断書は令和８年９月１日以降に作成されたもので、令和９年４月１日以降の状況が確認できる書類を添付してください。
・保護者それぞれの書類が必要です。
・保護者１人につき複数の状況にある場合には、それぞれの証明書類をご用意ください。
※就労証明書などの証明書類を改ざんした場合は、押印の有無にかかわらず、有印私文書偽造罪等の刑事罰の対象となることがあります。
また、虚偽の申請が判明した場合は、学童クラブの入会承認を取り消すことがあります。
（令和２年８月31日 内閣府規制改革推進室「就労証明書に係る有印私文書偽造・変造罪、電磁的記録不正作出罪等について」）



雇用されている方

添付書類

・就労証明書(雇用主による証明)

※4月から復職する場合
・復職証明書
(原則４月中に在籍学童クラブに提出)

▶15ページへ



会社経営・自営・個人事業主の方

添付書類

・就労証明書（自署）
＋
・事業の実施が確認できる書類
（17ページの表参照）

▶17ページ



疾病の方
(入院・療養等をされている方)

添付書類

・申出書（自署）
＋
・医療機関発行の書類

▶18ページ



障害のある方

添付書類

・申出書（自署）
＋
・各種手帳等

▶18ページ



看護・介護をしている方

添付書類

・申出書（自署）
＋
・介護保険証または各種手帳等

▶19ページ



就学・職業訓練をされている方

添付書類

・申出書（自署）
＋
・在学証明書または入学許可証明書等
＋
・カリキュラム（時間割）等

▶19ページ

＊以下の書式は杉並区公式ホームページから取得できます。
- 就労証明書（不規則勤務の方は必要に応じて「不規則勤務の記入の仕方」もご確認ください）
- 申出書
- 通勤経路・通勤時間申告書（利用時間延長申請をする方のみ）



雇用されている方

■会社員・公務員・雇用契約をしている場合

添付書類　　**○就労証明書**（雇用主による証明）

※杉並区学童クラブ指定の就労証明書以外の証明書について
　必要項目の記載があれば、発行日が令和８年９月１日以降のもので、杉並区の保育園入園申請で使用したものや、会社指定の書式、国標準様式をご使用いただけます。
※勤務状況等について、必要に応じて勤務先に確認させていただく場合があります。
※派遣社員の方は、派遣元または派遣先のいずれによる証明でも構いません。ただし、勤務先所在地は、実際の勤務場所である派遣先の所在地を記載してください。

■不規則な勤務の場合（シフト勤務・フレックス勤務など）

就労する曜日や時間帯、勤務場所などが一定でない場合は、「不規則勤務」として取り扱います。この場合は、月曜日から土曜日までの間で、**通常最も多く勤務する曜日および勤務時間を就労証明書に記載**してもらってください。記入の際には、「**不規則勤務の記入について**」を確認してください。
※日曜日の勤務は含みません。
※祝日や有給休暇取得日は、勤務日数の算定上、勤務日として取り扱います。

■夜間就労（22 時から翌日５時の間に勤務時間が４時間以上かかっている）の場合

夜勤の勤務後は休息が必要なため、勤務終了時間に 10 時間を加えた時間を就労等の終了時間とみなします。

例）１年生の保護者が月曜日の 21 時に勤務開始となり、火曜日の７時に勤務終了の場合
⇒22 時から翌日５時までの間に４時間以上かかっているため夜間就労となる。
月曜日は勤務が２１時～２４時となり、就労要件の 14 時～18 時に２時間以上かかっていないため、就労にあたらない。
火曜日は勤務が０時～7 時、そこに 10 時間を加算すると 17 時となり、就労要件を満たす。

曜日	月	火	水	木	金	土
勤務時間	21 時～24 時	０時～7 時（＋休息時間で 17 時）	休み	21 時～24 時	０時～7 時（＋休息時間で 17 時）	12 時～18 時
保護が必要な日の判定	あたらない	○	あたらない	あたらない	○	○

■就労内定の場合

添付書類　　**○就労証明書**（雇用主による証明）

※就職前で「就労証明書」を書いてもらえない場合は、「就職内定書」等を作成してもらってください。内容は「就労証明書」に準じます。不足事項がある場合は、「申出書」にご自身で不足している事項を記載してください。
※「就職内定書」を添付した場合には、就職後速やかに「就労証明書」を学童クラブに提出してください。提出されない場合は退会となります。就職日が４月２日以降の場合は「年度途中の入会」（▶25 ページ参照）となります。

■**産前産後休業を取得している場合**

産前産後休業の期間中は入会できます。

ただし、**利用時間延長と土曜日利用はできません**（延長のスポット利用はできます）。

添付書類　　〇**産休期間が記載された就労証明書**

〇**母子手帳**（保護者氏名の書かれた表紙及び分娩予定日の書かれたページ）

■**育児休業を取得している（する）場合**

（1）４月１日時点で育児休業取得中の方は、学童クラブの申請はできません。
ただし、①②の場合は申請することができます。

① ４月中に復職する場合

添付書類　　〇**育児休業期間と復職予定日が記載された就労証明書**（雇用主による証明）

※復職後は４月中に、「復職証明書」を提出してください。提出されない場合は退会となります。

② 育児休業を取得している場合の特例

４ページの「入会順位調整指数」に規定する「心身に障害のある児童」については、保護者が育児休業を取得している場合であっても、次の期間内であれば、入会申請をすることができ、学童クラブに在籍することができます。

・当該育児休業に係る子どもが満２歳に達する日の属する年度の末日まで
・ただし、保護者双方が 30 日以上重複して育児休業を取得する場合は、保護者双方の育児休業期間が重複することとなる日（開始日）の属する月の末日まで
・**利用時間延長・土曜日利用はできません**（スポット利用はできます）。

添付書類　　〇**育児休業期間が記載された就労証明書**（雇用主による証明）

〇**母子手帳**（保護者氏名の書かれた表紙及び出産日の書かれたページ）

（2）上記②の対象とならない保護者であっても、入会後に年度途中で育児休業を取得した場合は、当該年度の末日まで引き続き学童クラブを利用することができます.
ただし、保護者双方が 30 日以上重複して育児休業を取得する場合は、保護者双方の育児休業期間が重複することとなる日（開始日）の属する月の末日までの利用になります。
利用時間延長・土曜日利用はできません（スポット利用はできます）。

※「育児休業制度」は、会社員等雇用されている方が対象の制度です。
※父親の「出生時育児休業」（通称「産後パパ育休」）は「男性の産休」であるため、取得中も学童クラブを利用できます。



添付書類の用意ができましたら、電子申請を行う端末（スマートフォン等）に、**画像や PDF で保存**してください。

ステップ５へ

20 ページで、[土曜日利用について]、
21 ページで、[利用時間延長について]を確認してください。



会社経営や自営、個人事業主の方

添付書類　〇就労証明書（自署）
〇事業の実施が確認できる書類

※就労証明書に加え、下表のいずれか 1 種類を添付してください。いずれも、事業所または本人氏名の記載があるものに限ります。

≪事業の実施が確認できる書類≫
〇税額決定兼納税通知書（令和 8 年度受領分）
〇履歴事項全部証明書または現在事項全部証明書（令和 8 年度発行のもの）

≪事業実態や取引状況が確認できる書類≫
〇開業・廃業等届出書（税務署受付印があるもの）、または e-tax の受信通知
〇業務請負(委託)契約書※　〇営業許可書等　〇商品の納品書
〇取引先からの発注書※　〇業務実施報告書
〇作業依頼書※　〇入金記録
※の書類は取引先が発行、作成したもの（取引先名が記載されているもの）に限ります。

≪これから開業する方および開業して 1 ヶ月以内の方のみ≫
〇開業・廃業等届出書
〇法人設立届出書
〇事業所名が記載された公共料金領収書等

■不規則な勤務の場合（シフト勤務やフレックス勤務等）
就労証明書は、15 ページの「不規則な勤務の場合（シフト勤務・フレックス勤務など）」をご確認の上、作成してください。記入の際には、「**不規則勤務の記入について**」を確認してください。

■夜間就労（22 時から翌日 5 時の間に勤務時間が 4 時間以上かかっている）の場合
15 ページの「夜間就労の場合」をご確認ください。



添付書類の用意ができましたら、電子申請を行う端末（スマートフォン等）に、**画像や PDF で保存**してください。

ステップ5へ
20 ページで、[土曜日利用について]、
21 ページで、[利用時間延長について]を確認してください。



疾病の方

添付書類　〇申出書（自署）※別紙記入例参照

〇医療機関発行の書類

（診断書、入院計画書、療養計画書等状況のわかるもののいずれか）

※申出書に児童の保護にあたれない具体的な状況を記載してください。

※診断書、入院計画書または療養計画書には、発症時期、入院・療養期間、通院頻度などが記載されている必要があります。

※診断書は令和８年９月１日以降発行のものが有効です。



添付書類の用意ができましたら、電子申請を行う端末（スマートフォン等）に、**画像やPDFで保存**してください。

ステップ5へ　20ページで、[土曜日利用について]、
21ページで、[利用時間延長について]を確認してください。



障害のある方

添付書類　〇申出書（自署）※別紙記入例参照

〇各種手帳

（身体障害者手帳、愛の手帳・療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか）

※各種手帳はいずれも、氏名、等級のわかるページを添付してください。

※申出書に児童の保護にあたれない具体的な状況を記載してください。



添付書類の用意ができましたら、電子申請を行う端末（スマートフォン等）に、**画像やPDFで保存**してください。

ステップ5へ　20ページで、[土曜日利用について]、
21ページで、[利用時間延長について]を確認してください。



看護・介護をしている方

添付書類　〇**申出書**（自署）※別紙記入例参照

〇**介護保険証または各種手帳等**（被看護・被介護者の介護保険証、身体障害者手帳や愛の手帳・療育手帳等）、
ケアプラン、診断書等、
その他保護者が看護・介護している状況のわかるものいずれか

※いずれも氏名や等級、介護を必要とする状況などがわかるページを添付してください。
※申出書に児童の保護にあたれない具体的な状況と、被看護・被介護者との関係（続柄）を記載してください。



添付書類の用意ができましたら、電子申請を行う端末（スマートフォン等）に、
画像やPDFで保存してください。

ステップ5へ　20ページで、[土曜日利用について]、
21ページで、[利用時間延長について]を確認してください。



就学・職業訓練をされている方

対象となるのは、以下の学校等に在籍されている方です。
- 職業訓練校
- 学校教育法に規定する学校（専門学校・専修学校、小・中学校、高等学校、大学・大学院）
- 各種学校（都道府県知事の認可を受けた学校をいいます。例えば保育学校、看護学校、医療学校、簿記学校、ビジネス専門校、調理師学校、理美容学校等）

添付書類　〇**申出書**（自署）※別紙記入例参照

〇**在学証明書や入学許可証明書等**

〇**カリキュラムのわかるもの（時間割等）**

※申出書に児童の保護にあたれない具体的な状況を記載してください。
※令和９年度のカリキュラムが未定の場合には、予定の時間割等または令和８年度のものを添付してください。新年度開始後４月中に、令和９年度の履修登録や時間割などカリキュラムがわかるものを改めて学童クラブに提出してください。提出されない場合は退会となります。
※就学の時間は就労の要件に準じます（▶1ページ「保護者の状況」参照）。



添付書類の用意ができましたら、電子申請を行う端末（スマートフォン等）に、
画像やPDFで保存してください。

ステップ5へ　20ページで、[土曜日利用について]、
21ページで、[利用時間延長について]を確認してください。

ステップ５　土曜日利用、利用時間延長の有無を確認してください

土曜日利用について

土曜日も保護者が就労等している場合に、平日の利用に加えて、土曜日の学童クラブ利用ができる制度です。土曜日の開所時間は、午前８時 30 分から午後５時までです。

１．申請要件

学童クラブに入会している児童で、土曜日が「保護が必要な日」に該当する場合に、土曜日利用を申請することができます。

２．利用できる土曜日

申請が承認された場合は、土曜日が「保護が必要な日」に該当する場合に利用することができます。

※保護者のいずれか一方が休日（休務日）の土曜日は、「保護が必要な日」に該当しないため利用できません。

※産前産後休業中または育児休業中は利用できません。

３．利用料

土曜日利用について、別途利用料はかかりません。

利用時間延長について

通常運営日（月～金曜日）の利用終了時間（午後６時まで）を超えて、午後７時まで学童クラブを利用できる制度です。

■定期利用について※就労以外の要件は対象外です。

１．申請要件

学童クラブの入会児童で、保護者双方の就労が以下の①②③のいずれかと④の要件を満たしている場合に、申請ができます。

① 勤務の終了時間が、午後５時を超える場合

② 勤務の終了時間は午後５時以前だが、以下のような恒常的な時間外勤務があり、これを加えた時間が、午後５時を超える場合。

・勤務終了後にも恒常的に業務がある場合

・業務に付随する片付けや引継ぎ、着替え、建物内の移動等に時間を要する場合

③ 勤務時間に通勤時間を加えた時間が午後６時を超える場合。

※③の場合は、**添付書類　〇通勤経路・通勤時間申告書**　が必要です。

④ ①②のいずれかの要件が就労証明書で証明されていること。

※通勤時間は、以下により算出します。（保育園の送迎や買い物等を含めることはできません）

ア　徒歩・自転車・自家用車・オートバイの場合は、距離計算等で直線距離を割出し、かかる所要時間を算出します（自宅―駅間、駅―職場間　等）。

・徒歩の場合は、直線１ｋｍにつき 20 分（時速３ｋｍ）とします。

・自転車の場合は、直線１ｋｍにつき 10 分（時速６ｋｍ）とします。

・自家用車、オートバイの場合は、直線１ｋｍにつき４分（時速 15ｋｍ）とします。

イ　公共交通機関（電車・バス）を利用する場合は、時刻表に準拠して算出します。

２．利用できる日（月～金曜日）

申請が承認された方で、保護者双方ともに勤務がある日に延長利用ができます。

※保護者の一方が休日にあたる日は利用できません。

※産休中、育休中の場合は、利用できません。

※保護者が早く帰宅できる場合などは、児童の負担を軽減するため、通常の時間内で帰宅（午後５時帰り、午後６時帰りなど）できるようご協力をお願いします。

３．料金

延長利用料（月額 1,000 円）

※登録されると、当該月に一度も利用が無い場合でも月額料金が発生します。

利用時間延長のスポット利用について

スポット利用には、特別な要件はありません。勤務の終了時間等に関わらず、「急な残業や用事」など、保護者の方の必要に応じて、１回単位（１回 500 円）でご利用いただく制度です。

ステップ６へ（22 ページ）

確認事項は以上です。申請フォームから申請してください。

ステップ6　申請フォームについて　※必ずお読みください

申請フォームへ進む前に、必要書類がそろっているかご確認ください。

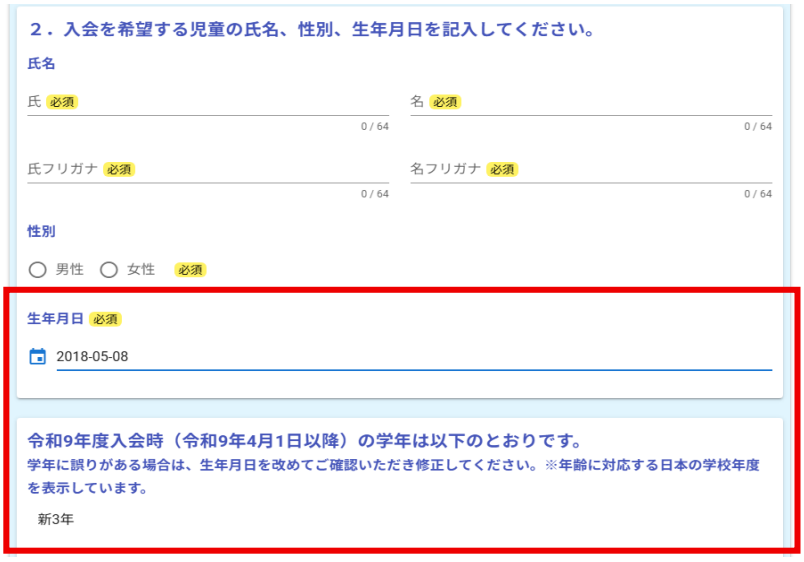
- □　就労証明書等、保護者の状況に関する証明書類はありますか？
- □　世帯の状況にかかる証明書はありますか？（該当する方）
- □　お子さんの状況にかかる書類はありますか？（該当する方）
- □　書類は画像や PDF で保存しましたか？

ご注意
- 添付書類の画像が鮮明に読み取れることをご確認ください。
- 添付書類に不備や不足がある場合は、後日追加提出をお願いすることがあります。

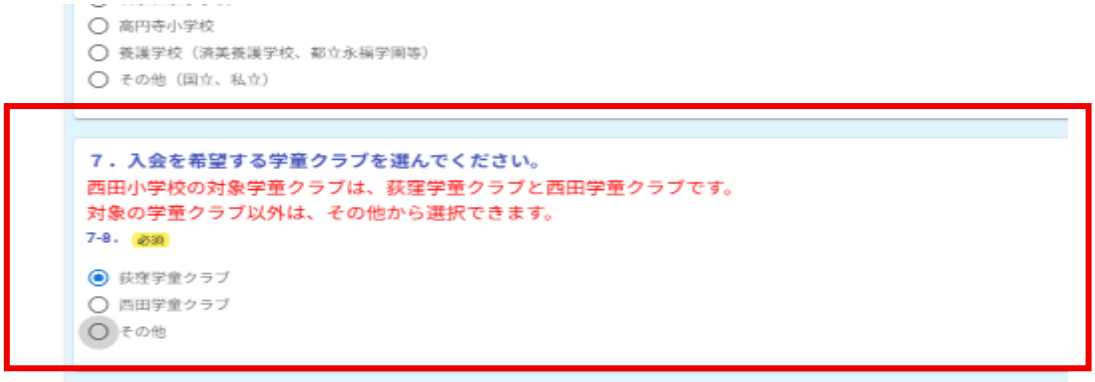
申請フォーム入力に際しての注意事項

■申請できるのは杉並区立の 57 学童クラブのうちの**いずれか１か所**になります。
■入会申請は児童ごとに必要です。きょうだいで入会を希望する場合は、それぞれの児童について申請してください。その場合、それぞれに書類を添付し申請してください。
■申請フォームには「入力内容を一時保存する」機能がありますが、再開時に添付ファイル等が保存されていない場合があります。
■必要書類を事前にご準備のうえ、「入力内容を一時保存する」は使用せず、できるだけ一度で申請を完了してください。
■入力が完了した場合には、申請者情報でご入力いただいたメールアドレス宛に送信専用アドレス（no-reply@logoform.st-japan.asp.lgwan.jp）から登録内容の自動配信メールが送付されます。
■ご入力内容の確認、添付書類の不備等の際は、入力いただいた電話番号またはメールアドレス宛にご連絡することがありますので、普段使用されている電話番号、メールアドレスを入力してください。
■入力いただいた住所に「学童クラブ入会等承認（又は不承認）通知書」を郵送します。住所欄には丁目、番地、号、建物名、部屋番号まで正確にご入力ください。

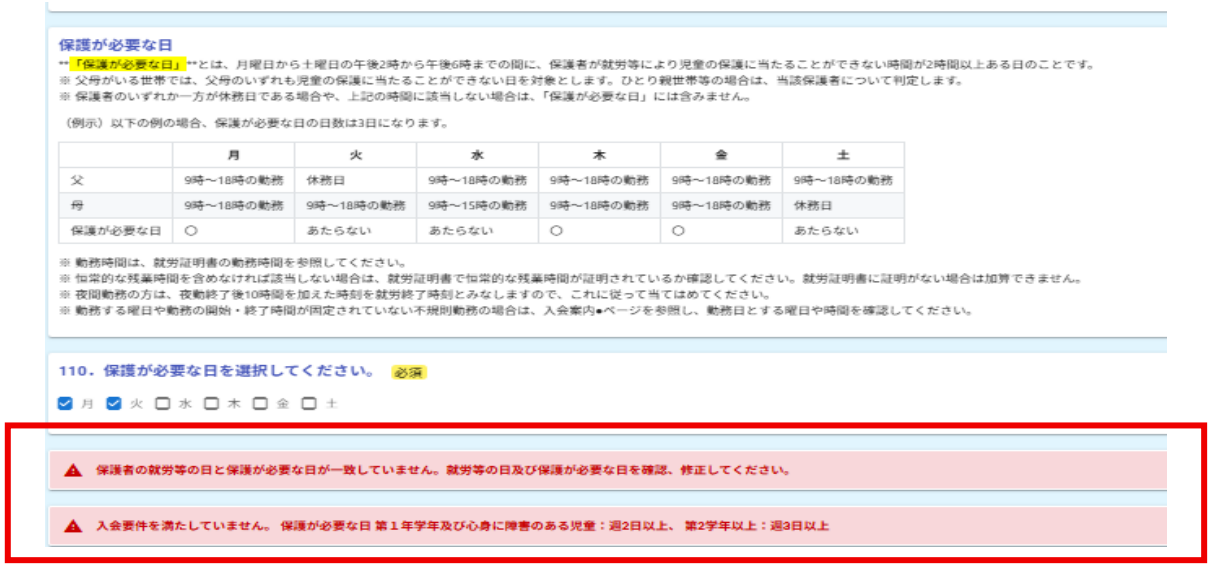
■フォームに児童の生年月日を入力すると、その生年月日に基づき、令和９年４月時点の学年が自動的に表示されます。生年月日を誤って入力すると、表示される学年も誤ったものになります。表示されている学年が異なる場合は、まず生年月日の入力内容に誤りがないかご確認ください。



■在籍予定校を選択すると、その学校に対応する学童クラブが表示されます。表示された学童クラブ以外を希望する場合は、入会を希望する学童クラブの選択の際に、その他から選択してください。



■保護が必要な日および出席予定日を入力する際、入会要件を満たさない内容を選択した場合は、エラーメッセージが表示され、次の画面へ進むことができません。保護が必要な日や利用予定日の考え方については、１ページ及び２ページをご確認のうえ入力してください。



■入力内容確認画面ページの送信まで押して入力完了となります。



■送信が完了したら下記の画面が表示されます。



申請後の注意事項

■希望する学童クラブを誤って選択した場合や、延長利用の申請漏れがあった場合などは、申請期間中（令和８年 11 月 10 日～12 月 15 日）に改めて申請してください。
複数回申請した場合は、最も新しい申請内容を有効な申請として審査します。
なお、希望する学童クラブを変更して再申請した場合は、お手数ですが、その旨を必ず児童青少年課へ電話でご連絡ください。

■申請内容の確認及び書類の再提出について
申請内容の確認が必要な場合は、児童青少年課からご連絡します。
また、添付書類に不備がある場合（画像が不鮮明な場合や書類の添付誤りなど）や、追加書類の提出が必要な場合は、杉並区公式ホームページ「令和９年度学童クラブ入会申請のご案内」（ページ ID：29679）の専用フォームから提出してください。
再提出期限：令和８年 12 月 25 日（金）
※期限までに提出がない場合は、申請を取り下げたものとして取り扱います。

■電子申請が難しい方は、紙による申請を受け付けます。入会を希望する学童クラブにお申し出ください。申請受理後は、書類の返却はできませんのでご了承ください。

その他

■他の区市町村から杉並区へ転入（転校）予定の場合

杉並区内の住所地または在籍予定の小学校が決まっている場合は、入会申請をすることができます。

■当初入会申請期間後の申請（随時入会申請）について

転居により杉並区へ転入した方や、就労を開始した場合など、当初入会申請期間後に保護者や児童の状況に変更があった方は、次のとおり随時入会申請をすることができます。

○ 申 請 期 間：３月１日（月）～7日（日）
○ 結果通知発送：３月 15 日（月）

■年度途中に保護者が就職した場合など、学童クラブへの入会が必要になった場合

○ 申 請 期 間：入会を希望する月の前月１日～7日
（例：６月１日入会を希望する場合は、５月１日～7日に申請してください）
○ 結果通知発送：毎月 15 日前後
○ 入 会 日：申請した月の翌月１日

※入会要件や申請書類は、当初入会申請と同じです。
※申請前に、希望する学童クラブの空き状況をご確認ください（杉並区公式ホームページに掲載予定です）。なお、空きがない場合でも申請することはできます。
※放課後等居場所事業、児童館、子ども・子育てプラザの利用もご検討ください。

杉並区立学童クラブ一覧

●＊の学童クラブの運営は、民間事業者に委託しています。
●利用定員は、変更になる場合があります。
●堀ノ内南第二、沓掛(校外育成室)は、令和９年度新規開設予定です。

No.	小学校	学童クラブ名	利用定員	所　在　地	電話番号
1	天沼	天沼	102	天沼１－６－２５　天沼児童館内	03-3398-8717
		上荻	54	上荻１－２０－１３　上荻児童館内	03-3392-2356
2	井荻	井荻　＊	118	善福寺１－１１－１１	03-5382-8330
3	永福	永福南　＊	136	永福２－６－１２　永福南保育園併設	03-3322-6148
4	大宮	大宮小　＊	60	堀ノ内１－１２－１６　大宮小学校内	03-3317-1718
		堀ノ内南	90	堀ノ内１－９－２６　堀ノ内子供園併設	03-3316-5090
5	荻窪	宮前北	94	宮前３－２９－６　宮前北児童館内	03-3332-0431
		宮前北第二　＊	100	宮前２－１２－１　宮前中学校内	03-3332-8530
6	久我山	久我山　＊	100	久我山５－１８－７　久我山小学校内	03-3331-4180
7	沓掛	本天沼	32	本天沼３－３４－３５　本天沼児童館内	03-3395-3803
		沓掛(校内育成室)　＊	58	清水３－１－９　沓掛小学校内	03-6913-9885
		沓掛(校外育成室)　＊	90	清水３－２２－４	本天沼学童クラブ　03-3395-3803
8	高円寺	高円寺学園　＊	180 重度重複障害児6	高円寺北１－４－１１　高円寺学園内	03-5942-8501
9	三谷	上井草	108	上井草３－６－２４　上井草児童館内	03-3390-2228
		今川	62	今川３－３－１８　今川児童館内	03-3394-5302
10	四宮	四宮森	81 重度重複障害児5	上井草２－４１－１１　四宮森児童館内	03-3395-1574
		今川北　＊	100	今川２－２２－２３	03-3397-1201
11	松庵	松庵	77	松庵２－２３－３４　松庵児童館内	03-3334-0067
12	新泉和泉	和泉学園(校内育成室)　＊	150	和泉２－１７－１４　杉並和泉学園内	03-3323-6107
		和泉学園(校外育成室)　＊	55	和泉２－３６－１１	03-5300-5081
13	杉並第一	阿佐谷	108	阿佐谷北１－１－１　阿佐谷児童館内	03-3337-7481
14	杉並第二	杉二　＊	200	成田西３－４－１　杉並第二小学校内	03-3314-2208
15	杉並第三	高円寺東	66	高円寺南１－７－２２　高円寺東児童館内	03-3315-1802
		杉三　＊	73	高円寺南１－１５－１３杉並第三小学校内	03-5929-7531
16	杉並第六	高円寺南	71	高円寺南３－２４－１５高円寺南児童館内	03-3315-1866
17	杉並第七	杉七　＊	100	阿佐谷南３－１９－２　杉並第七小学校内	03-5347-0661
18	杉並第九	杉九　＊	145	本天沼１－２－１９　杉並第九小学校内	03-6913-5385
19	杉並第十	堀ノ内東	89	堀ノ内３－４９－１９－１０１　堀ノ内東児童館内	03-3315-7923
20	済美	堀ノ内南	90	堀ノ内１－９－２６　堀ノ内子供園併設	03-3316-5090
		堀ノ内南第二	55	堀ノ内２－２２－３	堀ノ内南学童クラブ　03-3316-5090
21	高井戸	高井戸	100	高井戸西２－５－１０　高井戸児童館内	03-3334-0902
		高小　＊	120	高井戸西２－２－１　高井戸小学校内	03-3247-2231
22	高井戸第二	宮前	90	宮前４－１５－１３　宮前児童館内	03-3332-0455
		高二　＊	60	久我山４－４９－１　高井戸第二小学校内	03-3332-7812
23	高井戸第三	高三　＊	150	下高井戸４－１６－２４　高井戸第三小学校内	03-3303-0563
24	高井戸第四	西荻南	79	西荻南３－５－２３　西荻南児童館内	03-3334-0903

27(学童クラブ一覧)

No.	小学校	学童クラブ名	利用定員	所　　在　　地	電話番号
25	高井戸東	上高井戸	97	高井戸東１－１８－５　上高井戸児童館内	03-3304-4773
		上高井戸第二	30	高井戸東１－１２－１　高井戸東小学校内	03-3306-4485
26	西田	荻窪	116	荻窪２－４０－２　荻窪児童館内	03-3391-0017
		西田　＊	91	荻窪１－３８－１５　西田小学校内	03-5335-7753
27	八成	井草	83	井草２－１５－１５　井草児童館内	03-3390-9666
		八成　＊	73	井草２－２５－４　八成小学校内	03-3301-1260
28	浜田山	浜田山(校内育成室)　＊	100	浜田山４－２３－１　浜田山小学校内	03-5306-6678
		浜田山(校外育成室)　＊	145	浜田山４－２１－３	03-3317-5166
29	東田	東田　＊	120	成田東１－２１－１　東田小学校内	03-5378-8831
30	富士見丘	富士見丘　＊	150	久我山２－１９－１　富士見丘小学校内	03-3247-8320
31	方南	方南	136	方南１－５１－７　方南児童館内	03-3323-6105
32	堀之内	松ノ木	88	松ノ木２－３３－６　松ノ木児童館内	03-3315-6028
		松ノ木第二	33	松ノ木３－３－４　ケア24松ノ木２階	03-3314-1151
33	松ノ木	松ノ木小　＊	60	松ノ木１－２－２６　松ノ木小学校内	03-3316-9294
34	馬橋	馬橋	108	高円寺北４－２－１７　馬橋児童館内	03-3330-0794
35	桃井第一	桃井	83	桃井２－１０－９　桃井児童館内	03-3396-4527
		桃一　＊	86	桃井２－６－１　桃井第一小学校内	03-3396-8431
36	桃井第二	桃二　＊	165	荻窪５－１０－２５　桃井第二小学校内	03-3392-8027
37	桃井第三	桃三　＊	109	西荻北２－１０－７　桃井第三小学校内	03-3396-3501
38	桃井第四	善福寺北	103	善福寺３－１３－１０　善福寺北児童館内	03-3396-7936
39	桃井第五	桃五　＊	150	下井草４－２３－８	03-3399-5185
40	和田	和田中央	93	和田１－３８－１８　和田中央児童館内	03-3382-0400